諮問番号：令和２年度諮問第10号

答申番号：令和２年度答申第11号

答申書

# 第１　審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

# 第２　審査請求に至る経過

１　審査請求人から、処分庁大阪市長（以下「処分庁」という。）に対して、令和２年４月20日付けで、平成21年度市民税及び府民税に係る延滞金の「減免申請書」が提出された。

２　処分庁は、前記減免申請に対して、「延滞金減免手続に係る要綱」（平成30年５月29日付け通知。以下「要綱」という。）各項の要件に該当するとは認められないとして、令和２年５月13日付けで、延滞金減免不許可処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人あて通知した。

３　審査請求人は、本件処分を不服として、令和２年８月４日、大阪市長に対して、審査請求をした。

# 第３　審理関係人の主張の要旨

## １　審査請求人の主張

(1) ○○株式会社は、創業者である審査請求人が株の過半数を有し、名義上、審査請求人の家族が株主で、他人の資本が入っていない法人なので、審査請求人は個人事業主と同じ立場である。また当該法人が、○○するために意図的に故意に潰された状況を鑑みれば、要綱第１項第３号及び第４号に該当する。

　　なお、審査請求人の○○が事件を作りあげ、審査請求人を犯罪者に仕立てあげたのである。

(2) 別法人の代表取締役であった元夫は、審査請求人と共謀したとされ執行猶予付き有罪判決を受けているが、自分で交渉して減額されたと聞いた。元夫が減額されているのに、不利な生活を強いられる審査請求人に対し、減額が認められないのは理不尽である。過去の納税実績や年齢、健康状態、未納になっている根本的原因等を鑑みながら減免措置をするべきではないのか。

## ２　処分庁の主張

 (1) 審査請求人は、自身が要綱第１項第３号及び第４号に該当する旨申し立てているが、どちらの場合も「納税者又は特別徴収義務者」がその事業を廃止し、又は休止したとき、もしくはその事業につき著しい損失を受けたとき、との規定である。

しかしながら、審査請求人の不服申立書に記載されている状況を確認しても、事業を行っていたのは審査請求人が代表を務める法人であり、審査請求人自身が事業を行っていたわけではないため、どちらの規定にも該当しない。

なお、他者の責により身柄を拘束されている旨の申し立てがあるため、要綱第３項に該当する可能性があるが、現時点では公的に無罪となっていないため、該当しない。

(2) 審査請求人は、元夫のことに言及し、その状況と比較し、自身の延滞金減免が認められないのは理不尽である旨申し立てている。

　　　しかしながら、延滞金の減免可否については、その案件ごとに各々判断が必要なことは明白なため、他者との比較をもって可否を決めることはできない。

# 第４　審理員意見書の要旨

## １　結論

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第２項の規定により、棄却されるべきものと判断する。

## ２　理由

　　(1) 本件処分の適法性及び妥当性について

延滞金を徴収する意義が、納期限までに納税している納税者との間の負担の公平を維持することにあるため、延滞金額を減免する場合は、法令に基づき厳正に対処する必要があるところ、地方税法（以下「法」という。）及び大阪市市税条例（以下「条例」という。）では具体的な減免理由や減免の割合についての定めはなく、納税者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合は、市長の判断において減免することができると規定されている。そして、市長は、要綱により減免することができる場合を具体的に規定している。

したがって、本件処分の内容が適法といえるか否かは、審査請求人に要綱各項に掲げる減免理由が存したかどうかによることとなるため、それらの該当性を検討する。

ア　要綱第１項第３号及び第４号に定める減免理由について

　　　　　審査請求人の主張によると、意図的かつ故意に潰されたのは審査請求人が代表を務める法人であることから、要綱第１項第３号及び第４号で定める納税者及び特別徴収義務者に該当しないとして本件処分を行ったことは妥当である。

 　イ　減免の公正さについて

　　　　 審査請求人は、年金の受給額が多い元夫が減額され、元夫より不利な生活を強いられているのに減額が認められないのは余りにも理不尽である旨主張している。

　　　　しかしながら、延滞金の減免については、他者との比較をもって判断するものではないことから、審査請求人の主張は採用できない。

　　　ウ　その他の審査請求人の主張について

　　　　 審査請求人は、他者により犯罪者に仕立て上げられた旨を主張していることから、要綱第３項「自己の責に基づかない事由で身体の拘束を受けたとき」に該当するか否かについて検討する。

　　　　　この点、審査請求人の主張によると、有罪判決（実刑判決）を受けており、自己の責に基づかない事由で身体の拘束を受けているとはいえない。また、平成23年10月３日に身体拘束されており、納期限時に拘束を受けていないことから、要綱第３項に該当しない。

なお、審査請求人は、延滞金を支払う財力がないこと、年齢的な問題から支払える可能性がないこと、家庭状況及び故意に滞納をしていない事情、有罪判決を受けた経緯、過去の納税実績及び健康状態について言及し、これらの状況を鑑みれば延滞金は免除されるべきである旨主張している。しかしながら、これら主張のいずれも要綱各項に該当しないため、減免されるものではない。

　　(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

　 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

# 第５　調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和２年11月30日　諮問書の受理

令和２年12月３日　調査審議

令和２年12月８日　審査請求人へ主張書面又は資料の要求

令和２年12月16日　審査請求人から主張書面の収受

令和２年12月17日　調査審議

令和３年１月14日　調査審議

令和３年１月25日　調査審議

# 第６　審査会の判断

## １　関係法令等の定め

(1) 市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに納付しなかったこと、又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、延滞金額を減免することができる（法第326条第４項）。

(2) 市町村長が個人の市町村民税の延滞金額を減免した場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税の延滞金額についても当該市町村民税の延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする（法第45条）。

(3) 市長は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに税金を納付しなかったこと又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、申請に基づき、延滞金額を減免することができる（条例第14条第８項）。

 (4) 次の事実があった場合において、市税徴収金を一時に納付し、又は納入することができなかったものと市長が認めるときは、当該事実の存した期間に対応する部分の延滞金額の全部を限度として減免することができる。

ア　納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき（要綱第１項第３号）。

イ　納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき（要綱第１項第４号）。

(5) 法令の規定により自己の責に基づかない事由で身体の拘束を受け、市税徴収金を納付又は納入することができない相当の理由があったと市長が認める場合には、拘束を受けた期間に対応する部分の延滞金額を限度として免除することができる（要綱第３項）。

## ２　争点等について

　　(1) 審査請求人は、○○株式会社は、審査請求人とその家族によって株式を保有され他人の資本が入っていない法人であるから、審査請求人と同視でき、当該法人は、○○するために意図的に故意に潰されたのであるから、要綱第１項第３号及び第４号に該当すると主張するようである。

この点、要綱第１項第３号及び第４号は前記１(4)のとおり、処分庁が納税者個人の延滞金を減免することができる場面をそれぞれ「納税者」が「その事業を廃止又は休止したとき」（第３号）、及び「その事業につき著しい損失を受けたとき」（第４号）と規定しているところ、当該規定は、納税者自身が事業を行っている場合を前提としており、納税者以外の納税主体による事業を含むものとして解することはできない。

したがって、審査請求人自身と審査請求人らが株式を保有したという法人とが別々の納税主体である以上、当該法人に生じた理由をもって要綱第１項第３号及び第４号を適用することはできず、審査請求人の前記主張を採用することはできない。

(2) また、審査請求人は、元夫が減額されているのに審査請求人には減額が認められないのは理不尽であること、その他過去の納税実績や年齢、健康状態、未納になっている根本的原因等を鑑みて減免措置をするべきなどと主張する。

しかしながら、延滞金の減免については、他者との比較や過去の実績や年齢などで判断するものではなく、事案ごとに要綱各項に該当するかどうかを判断するものである。

したがって、処分庁が要綱各項に該当しないとして本件処分を行ったことは妥当であり、審査請求人の前記主張を採用することはできない。

なお、審査請求人が、○○が事件を作りあげ審査請求人を犯罪者に仕立てあげたことから他者の責により身柄を拘束されている旨述べる点につき、要綱第３項に照らして検討すると、審査請求人が無罪となった証拠もなく自己の責に基づかない事由で身体の拘束を受けた状況にあったということはできないから、この点でも要綱に該当するとはいえない。

## ３　審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

## ４　結論

よって、本件審査請求には理由がないものと認められるので、当審査会は第１記載のとおり答申する。

（答申を行った部会名称及び委員の氏名）

 大阪市行政不服審査会税務第２部会

委員（部会長） 永井秀人、委員　野村宏子、委員　櫻井多美